

## 共済組合 被扶養者認定要件

		共済組合の被扶養者	給与規則の扶養手当 (参考)	税法上の扶養 (参考)	
続柄等の要件	配偶者	配偶者	○	○	
		配偶者(内縁)		×	
	子孫弟妹	～満22歳の最初の3月31日まで	○	○	○ (16歳未満は非控除)
		満22歳以上		×	
	父母祖父母	満60歳未満	○ (75歳未満)	×	○
		満60歳以上		○	
	上記以外の三親等内の親族等(曾祖父母、兄弟、甥姪等)		○ (同一世帯のみ。兄弟は別居可)	×	○
	上記以外の6親等以内の血族及び3親等以内の姻族		×	×	
重度心身障害者			○		
収入限度額について	収入金額の判定の期間		将来(この先12箇月)にわたる恒常的な収入 ※ 暦年(1月～12月)ではありません		
	給与所得者・事業所得者等		130万円未満		
	公的年金等受給者	60歳未満	※ 収入の月額が継続して108,333円(130万円/12か月)を超える場合はご相談ください。		収入103万円以下 (所得38万円以下)
		60歳～65歳未満	180万円未満	130万円未満	
		65歳以上	※ 収入の月額が継続して15万円(180万円/12か月)を超える場合はご相談ください。		
	障害年金受給者				収入158万円以下 (所得38万円以下)
	通勤手当(交通費)の扱い		含める		含めない (月額15万円を超える分は含める)
	雇用保険(失業給付金)の扱い		日額3,611円以下 (待機期間、給付制限期間中は認定可)		含めない
退職所得の扱い		含めない		(収入金額－退職所得控除額)×1/2＝所得金額	

### 収入の3ヶ月平均が108,333円(130万円/12ヶ月)を超えた場合の取扱い

年間収入(所得)	取消日の考え方(H24.9以降)
130万円未満	3ヶ月平均が超えたとしても、年間130万円未満であることの見込証明、申立書等により認定可能 ⇒検認時等で、結果、どの月から起算しても年間130万円未満であれば、 見込証明、申立書等により引き続き認定(どのような収入形態でも認定可能)
130万円以上	3ヶ月平均が超えてしまったときに、将来に向かって年間130万円以上となる見込みがあると申告してきた場合は、3ヶ月平均をとった翌月(4ヶ月目)で取消 検認時等で、結果として年間130万円以上となってしまった場合は、最初に3ヶ月平均が108,333円を超えた時のその3ヶ月のうち、月額が108,333円を超えた月から取消

※この取扱いは、月額収入が定まらず、不安定な場合に適用するものとする。

※雇用条件通知書等で月額が判明する場合は、その金額をもって月額とし、さらに年額を見込むものとする。

※パート勤務等の給与は、実績をもって決定することから翌月に支給されるが、その給与のもととなる勤務期間をもって、取消の事実発生とする。